

労災診療費のレセプト審査事務に関する検討会報告書(概要)

平成23年12月8日の衆議院決算行政監視委員会において「労災診療費のレセプト審査事務の支払基金等への委託についても検討を進めるべきである。」との決議を受け、平成24年3月27日から5回にわたり、「労災診療費のレセプト審査事務に関する検討会」を開催し、労災保険給付と労災レセプト審査の関係、支払基金へ委託することとした場合の委託の範囲、審査体制、審査期間及び費用等の観点から検討を行った。

結論： 支払基金等に労災レセプトの審査を委託するより、国が労災レセプトを直接一括して審査する現行の方式の方が妥当であると考えられる。

労災レセプトにおける労災固有の審査の検討結果

- 労災レセプトの労災固有の審査は、以下のとおり、労災保険給付の支給・不支給の決定(行政処分)と密接不可分な関係にあり、これを委託することは困難である。
 - ① 業務外の私傷病の除外の審査は、国が業務上と判断した範囲や根拠に基づき判断。
 - ② 労災レセプトの情報(医療効果)を活用して、国は治ゆ(症状固定)を判断。

支払基金に労災固有以外の審査を委託した場合の検討結果

- 労災固有以外の審査(診療報酬点数表等に基づく審査)については、以下の理由から、国が審査した方が効率的かつ効果的である。

審査体制

- 国と支払基金では、審査担当職員1人当たりの審査件数に大きな相違が見られ、どの程度の審査・査定となるか不明である。

審査期間

- 審査期間は現在労働局が行っている期間より長くなり、結果として労災指定医療機関等に負担を生じさせる懸念があり、迅速に労災診療費を支給する観点から問題となる。

審査結果の確認

- 支払基金に委託している公的医療保険の保険者と同様に、支払基金の審査結果について、保険者として確認する必要があり、このための体制も必要となる。

費用

- 委託した場合に要する費用を試算すると、国の負担が約0.6億円～1.7億円の増となり、費用面でのメリットは実証できない。

支払基金以外の団体へ審査を委託した場合の検討結果

- 支払基金への委託を検討した際に指摘された問題があるのみならず、公平かつ適正な審査のための専門医の確保、紛争調整の体制整備の課題の他、受託した団体に対する監査・指導等国が関与せざるを得ないことから、国が直接一括して審査する現行の方式の方が妥当であると考えられる。